

令和8年度石川県児童相談所等人材確保等事業（普及啓発） 業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和8年度石川県児童相談所等人材確保等事業（普及啓発）

2. 事業目的

児童相談所等の職業理解の促進や人材確保及び採用後の定着のため、各施設の見学会等を実施するなど、学生等に向けた普及啓発活動を実施する。

3. 委託業務の内容

（1）SNSによる情報提供

①専用 SNS アカウントの開設及び運用

学生等が効率的に情報収集を行えるよう、専用の SNS アカウントを開設・運用すること。

- ・開始時期は、契約締結後 1 ヶ月以内とすること。
- ・投稿頻度は、月 5 回程度を目安とすること。
- ・投稿内容は、職員インタビュー、見学会情報、職員採用情報、ボランティア情報等とし、投稿内容は県と協議の上決定し、受託者が作成・投稿を行うこと。
- ・効果測定として、閲覧数、フォロワー数等を分析し、月次で報告すること。
- ・本業務において使用する SNS については Instagram を想定しているが、同等の機能を有する他の SNS を提案することも可とする。
- ・学生層の特性やニーズを踏まえた SNS 運用とすること。
- ・次年度以降のアカウントの運用について、権利譲渡の可否や運用経費等を提案すること。

②職員インタビューの取材・撮影及び公開用ページの制作

<職員インタビューの取材・撮影>

- ・児童相談所等に勤務する職員へのインタビュー取材及び撮影を行うこと。
- ・取材対象となる職員数は 5 名を想定し、撮影は石川県内において実施すること。
取材対象は県において決定する。
- ・職業理解や就業意欲の向上につながる内容とすること。

<公開ページの制作>

- ・取材内容を基に、以下の区分ごとに職員情報公開ページ（以下、「公開ページ」と表記）を制作すること。（テキスト、写真）

石川県児童相談所等職員に関するページ、児童養護施設等職員に関するページ

- ・原則として 1 1 月までに公開すること。ただし、取材対象者との調整等によりこれが困難な場合は、県と協議の上、適切な時期に公開すること。
- ・制作した公開ページは、専用 SNS や県の公式 SNS での配信、石川県公式ホームページへの掲載、学生に対する啓発活動で教材として用いる等、多目的に活用可能な構成とすること。
- ・公開ページは次年度以降も運用するものとする。格納場所について、ランニングコストや更新のしやすさを重視し提案すること。
- ・公開ページは県庁の公式ホームページ（県庁 www サーバ（FQDN は www.pref.ishikawa.jp、以下「サーバ」と表記）に格納可能であるが、以下に示す県のサーバ環境で提供できない機能は使用できない。また、サーバに新たなアプリケーション（CMS など）のインストー

ルは行うことはできないので注意すること。

①データベースの使用・インストール

②PHP や CGI など、動的プログラムの設置

③メール送信プログラムの使用・インストールは不可

- ・全ての動作が石川県健康福祉部少子化対策監室（以下、当室という）に割り当てられたディレクトリに格納するファイルのみで完結するように実装すること。
- ・ホームページの継続的な更新・管理などは、当室の職員等がホームページ作成ソフト（ホームページビルダー等）やFTP ツールを使用して行うこととするので留意すること。

(2) 学生等向けの映画上映等の開催

映画上映等（映画上映、対談、就職個別相談）の開催及び各種事務等

【概要】

- ・ 1 回目：1 1 月 2 9 日石川県立図書館研修室（金沢市）、2 回目：1～2 月頃 金沢市内
※2 回目の会場は県において決定するものとし、会場規模は1 回目と同等程度とする。
- ・ 参加人数：各回 5 0 名程度
- ・ 全体で 2 時間を想定(映画上映及び対談実施後、就職個別相談を実施予定、映画上映約 6 0 分、対談・就職個別相談各約 3 0 分))

<全体に関すること>

- ・ 全体企画、レイアウト企画、台本作成、当日の運営・会場設営（音響備品の操作、看板等の装飾含）・撤去を実施すること。
- ・ 映画上映等のチラシを作成し、大学等の関係機関に郵送すること。
作成部数：2, 0 0 0 部、郵送先：1 0 か所程度
※郵送先は県と協議の上決定。2 回分をまとめて1 つのチラシとする。
- ・ 上記のほか、より効果的な広報手法について、具体的かつ実現可能な提案を行うこと。
- ・ 参加申し込みの取りまとめ、当日受付、誘導等の運営体制を整備すること。
- ・ 関係施設及び参加者との連絡調整を適切に行うこと。
- ・ 参加者の安全確保及び円滑な運営に配慮すること。

<映画>

- ・ 社会的養育に関する映画を調達し、上映すること。
※上映映画は県と協議の上決定。
※調達費 2 0 万（2 回分・税抜き）を想定。
- ・ 上映作品の権利処理（使用許諾取得等）は受託者が行うこと。

<対談>

- ・ ファシリテーター（1 名）、登壇者（3 名）による対談を実施すること。
- ・ ファシリテーター及び登壇者は県において決定し、ファシリテーターの報酬及び旅費は、受託者が支払うこと。
※報酬：県基準大学教授 1 日分相当、旅費：東京から金沢、1 泊 2 日。
※登壇者の謝金等は不要。

<就職個別相談>

- ・ 会場内に個別相談を実施するブースを 2 つ設営すること。

(3) 施設見学会等の開催

児童相談所及び児童養護施設の見学及び職員との交流

【概要】

- ・金沢地区：半日×2回、加賀地区：半日×1回、能登地区：1日×1回
- ・参加人数：各回10名程度
- ・各回2～3か所の施設を見学し、座談会等による職員交流を実施
(見学及び職員交流を含め、一施設あたりの滞在時間は30～1時間程度を想定)

- ・見学会の全体企画、児童相談所等との訪問調整、当日の行程管理を行うこと。
- ・参加者が一か所に集合し各施設へ移動することとし、必要なバスの手配及び運行管理を行うこと。(集合場所は金沢駅を想定)
- ・参加者の安全確保を最優先とし、事前・当日・事後の各段階においてリスク管理を徹底すること。(移動時の安全対策、保険加入、天候・災害時の対応)
- ・見学会実施時には、全行程において添乗者(運営スタッフ)を配置し、参加者の引率および行程管理を行うこと。
- ・早期の開催調整に努め、原則として12月までに実施することとするが、施設側との調整等により実施が困難な場合は、県と協議の上、適切な時期に実施すること。
- ・見学会のチラシを作成し、大学等の関係機関に郵送すること。
作成部数：2,000部、郵送先：10か所程度
※郵送先は県と協議の上決定。4回分をまとめて1つのチラシとする。
- ・上記のほか、より効果的な広報手法について、具体的かつ実現可能な提案を行うこと。
- ・参加申し込みの取りまとめ、当日受付、誘導等の運営体制を整備すること。
- ・関係施設及び参加者との連絡調整を適切に行うこと。
- ・参加者の安全確保及び円滑な運営に配慮すること。
- ・見学会に必要な参加者に係る諸経費(飲食代等)は含めても構わない。
- ・企画・運営にあたっては、県と十分に協議し、重要事項(行程、訪問先、実施方法等)は県の確認を得たうえで決定すること。

(4) 評価検証

- ・(1)(2)(3)に関して、アンケート調査等により利用者・参加者の意識変化等を測ること。
- ・分析結果を踏まえ、次年度以降に活用可能な改善提案を行うこと。

4. 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の取扱いに係る特記事項」の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏洩防止に関しては周知徹底すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを委託業務以外に使用してはならない。また、個人情報等のデータの紛失等が決してないように、セキュリティ管理を徹底し、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応すること。なお、受託者の責めに帰する事由による漏洩に関しては、契約期間外であっても受託者が責任を負うこととする。
- (3) 石川県は、受託者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (4) インターネット上のクラウドサービスを利用する場合は、VPN 接続等による通信経路の暗号化や本人認証等のセキュリティ対策を施すこと。

5. セキュリティポリシーについて

事業の実施にあたっては「石川県情報調達共通特記仕様書（令和7年1月版）」を遵守すること。

6. 受託者の責務

- (1) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に従事する者に対し、法令に規定された事業者としてのすべての義務を負うものとする。

7. 知的財産の取扱い

- (1) 本事業により作成した成果物の著作権、意匠等の知的財産権は、石川県に帰属する。
- (2) 本事業の実施に当たり、第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、受託者の責任と費用負担により適切に処理すること。
- (3) 受託者は本事業に係る成果を学会等で発表する場合には、あらかじめ石川県の承認を得ること。

8. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じるすべての成果物を石川県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を利用又は他に漏らしてはならない。

9. その他

- (1) 本業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、石川県と受託者が必要に応じて協議の上、決定するものとする。